



栃木県公報

令和 8 (2026)年
3 月 31 日 (火)
号 外
第 19 号

目 次

| | |
|--|----|
| ○栄養士法施行細則の一部改正 | 1 |
| ○栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正 | 2 |
| 教育委員会 | |
| ○栃木県公立学校職員の初任給調整手当の支給に関する規則の制定 | 3 |
| ○栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県総合教育センター管理規則の一部改正 | 4 |
| ○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正 | 6 |
| ○栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育 手当の支給に関する規則の一部改正 | 8 |
| ○栃木県立文書館管理規則の一部改正 | 9 |
| ○会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正 | 9 |
| ○栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部改正 | 11 |
| ○県立学校管理規則の一部改正 | 13 |
| ○教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正 | 17 |
| ○職員の勤務時間に関する規程の一部改正 | 17 |
| ○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正 | 19 |
| ○栃木県立学校職員安全衛生管理規程及び栃木県立学校文書等取扱規程の一部改正 | 21 |

規 則

栃木県規則第 8 号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（平成14年栃木県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（書類の経由）</p> <p>第 3 条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類_____は、住所地を所管する保健所又は保健所支所の長（宇都宮市にあっては、宇都宮市長）を経由しなければならない。ただし、県外に居住する者の提出する書類については、この限りでない。</p> | <p>（書類の経由）</p> <p>第 3 条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（<u>法第 2 条第 1 項に規定する養成施設の指定に関するものを除く。</u>）は、住所地を所管する保健所又は保健所支所の長（宇都宮市にあっては、宇都宮市長）を経由しなければならない。ただし、県外に居住する者の提出する書類については、この限りでない。</p> |

別記様式第1号及び別記様式第2号中

栃木県収入証紙貼付欄

を削り、同様式

備考3中「、所定の手数料に相当する収入証紙を貼付するとともに」を削る。

別記様式第4号中

栃木県収入証紙貼付欄

を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の栄養士法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(健康増進課)

栃木県規則第9号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成15年栃木県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--------------------------|--|-------|
| (使用料の納付) 第15条 条例第3条に規定する有料施設等を利用しようとする者は、第4条第1項の利用許可申請書又は第5条第1項の利用変更許可申請書を提出する際、 <u>使用料を</u> <u>納付しなければならない。</u> ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 略 別表第2 （第12条関係） 1 栃木県産業技術センター (1)～(8) 略 (9) その他 | | (使用料の納付) 第15条 条例第3条に規定する有料施設等を利用しようとする者は、第4条第1項の利用許可申請書又は第5条第1項の利用変更許可申請書を提出する際、 <u>納付すべき使用料の額に相当する額の栃木県収入証紙を貼付して納付しなければならない。</u> ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 略 別表第2 （第12条関係） 1 栃木県産業技術センター (1)～(8) 略 (9) その他 | |
| 名 称 | 使 用 料 | 名 称 | 使 用 料 |
| 略 | | 略 | |
| 超音波洗浄装置 | 略 | 超音波洗浄装置 | 略 |
| <u>超音波洗浄装置</u> <u>(研磨用)</u> | <u>1時間につき</u> <u>40円</u> | | |
| 略 | | 略 | |
| 2～4 略 | | 2～4 略 | |
| 5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター | | 5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター | |

| | | |
|---------------------|--------|-----------|
| (1)～(5) 略 | | (1)～(5) 略 |
| (6) 設計・デザイン支援機器類 | | |
| 名 称 | 使 用 | 料 |
| 樹脂3Dプリンタ (熱溶解積層) | 1時間につき | 460円 |
| ポータブル3Dス キャナー | 1時間につき | 650円 |
| (7) 略 | | (6) 略 |

別記様式第1号備考を次のように改める。

備考 多目的ホール又は多目的ルームの利用を申請する場合にあっては、※印欄に記入すること。

別記様式第3号備考を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(工業振興課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会規則第4号

栃木県公立学校職員の初任給調整手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員の初任給調整手当の支給に関する規則

(目的)

第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「条例」という。）第8条の3の規定による第一種初任給調整手当及び条例第8条の4の規定による第二種初任給調整手当（第7条においてこれらを「初任給調整手当」という。）の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（第二種初任給調整手当の特定額に関して教育委員会が規則で定める職員及び額）

第2条 条例第8条の4第1項の教育委員会が規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として教育委員会が規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第7条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

（第二種初任給調整手当の基準額）

第3条 条例第8条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会が規則で定める額は、栃木県の区域にあっては、1,068円とする。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第4条 条例第8条の4第1項の教育委員会が規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第5条 条例第8条の4第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得

た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては当該額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員にあっては当該額に勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第6条 条例第8条の4第3項の教育委員会が規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、初任給調整手当に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定を適用する。

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第2条第2項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正）

4 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第6条 条例第11条の5第1項の教育委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u>）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> | <p>第6条 条例第11条の5第1項の教育委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 初任給調整手当_____</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> |

栃木県教育委員会規則第5号

栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県教育委員会事務局組織規程及び栃木県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則

（栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正）

第1条 栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和33年栃木県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正

(3) 高等学校等の教育に関する調査研究（本局各課の所掌に属するものを除く。）に関する
こと。

(4) 高等学校等の教育に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関する
こと。

(5) 高等学校等の教育に関する研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関する
こと。

教育支援部

(1) 略

(2) 児童・生徒指導及び教育相談に関する研修、調査研究及び助言その他の援助に関する
こと。

(3) 略

(4) 不登校対策の実施に関する
こと。

(5) 不登校対策に関する研修及び調査研究並びに助言その他の援助に関する
こと。

幼児教育部

(1) 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所並びに公立の小学校及び義務教育学校の連携に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関する
こと。

(2)～(4) 略

3 前項に規定する教育支援部の分掌事務を行う施設の名称は栃木県教育支援センターとし、同項に規定する幼児教育部の分掌事務を行う施設の名称は栃木県幼児教育センターとする。

(2) _____ 教育に関する調査（本局各課の所掌に属するものを除く。）に関する
こと。

(3) _____ 教育に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関する
こと。

(4) _____ 教育に関する研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関する
こと。

教育相談部

(1) 略

(2) _____ 教育相談に関する研修及び調査研究並びに助言その他の援助に関する
こと。

(3) 略

幼児教育部

(1) 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所及び公立学校_____の連携に関する_____教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関する
こと。

(2)～(4) 略

3 前項に規定する幼児教育部の分掌事務を行う施設の名称は、幼児教育センター
_____とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第6号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第13条第1項第4号の業務（当該業務に従事した時数が3以上の場合に限る。） <u>3,900円</u></p> <p>(教育業務連絡指導手当の支給を受ける者の範囲)</p> <p>第12条 条例第14条第1項の教育委員会が定める主</p> | <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第13条第1項第4号の業務（当該業務に従事した時数が3以上の場合に限る。） <u>2,700円</u></p> <p>(教育業務連絡指導手当の支給を受ける者の範囲)</p> <p>第12条 条例第14条第1項の教育委員会が定める主</p> |

任等は、次の表に掲げるものとする。ただし、3学級未満の学校（義務教育学校及び中等教育学校にあっては、その課程）に置かれる生徒指導主事、進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に置かれるものを除く。）、学科主任、農場長及び寮務主任、同学年の児童又は生徒で編制する学級の数が3未満の学年に置かれる学年主任並びに6学級未満の学校（義務教育学校及び中等教育学校にあっては、その課程）に置かれる進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に置かれるものに限る。）、学習指導主任、児童指導主任及び保健体育主事を除く。

| 学 校 | 主 任 等 |
|-----------------------------------|---|
| 略 | |
| 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） | 略 |
| 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） | 略 |
| 特別支援学校 | 教務主任、学年主任（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の学年主任に限る。）、部主事（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の部主事を除く。）、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、寮務主任、学習指導主任、高等部の置かれる学校の保健体育主事 |

第13条 略

（夜間学級担当手当）

第14条 夜間学級担当手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の1級である職員 1,000円
 - イ その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の2級又は特2級である職員 1,500円
 - ウ その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の3級である職員 1,300円

任等は、次の表に掲げるものとする。ただし、3学級未満の学校（義務教育学校_____にあっては、その課程）に置かれる生徒指導主事、進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程_____及び特別支援学校の中学部に置かれるものを除く。）、学科主任、農場長及び寮務主任、同学年の児童又は生徒で編制する学級の数が3未満の学年に置かれる学年主任並びに6学級未満の学校（義務教育学校_____にあっては、その課程）に置かれる進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程_____及び特別支援学校の中学部に置かれるものに限る。）、学習指導主任、児童指導主任及び保健体育主事を除く。

| 学 校 | 主 任 等 |
|---------------------------|---|
| 略 | |
| 中学校（義務教育学校の後期課程_____を含む。） | 略 |
| 高等学校_____ | 略 |
| 特別支援学校 | 教務主任_____、部主事_____、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、寮務主任、学習指導主任、高等部の置かれる学校の保健体育主事 |

第13条 略

エ その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の4級である職員 1,400円

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の1級である職員 900円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の2級又は特2級である職員 1,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の3級である職員 1,000円

エ その者の属する職務の級が教育職給料表(2)の4級である職員 1,200円

第15条 略

第14条 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第7号

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則(昭和35年栃木県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当)</p> <p>第3条 <u>条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>とする。</p> <p>(1) <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(2) <u>新たに採用された職員で、新たに採用された日(以下「採用日」という。)の前日に勤務していた学校に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に</u></p> | <p>(条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当)</p> <p>第3条 <u>条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u></p> |

該当することとなった学校に勤務する職員で、指定日前 3 年以内に当該学校に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる

_____。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第 1 号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

2 前項の _____ 職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

栃木県教育委員会規則第 8 号

栃木県立文書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県立文書館管理規則の一部を改正する規則

栃木県立文書館管理規則（昭和61年栃木県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(専決事項)</p> <p>第13条 館長の専決事項は、この規則に別に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに週休日の振替、<u>_____勤務時間の割振り</u> <u>変更及び勤務時間を割り振らない日の振替</u></p> <p>(2)の 2～(8) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(専決事項)</p> <p>第13条 館長の専決事項は、この規則に別に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属の職員の _____ 週休日の振替え及び勤務時間の割振りの変更 _____</p> <p>(2)の 2～(8) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県教育委員会規則第 9 号

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

適用を受ける職員の例による。

2 第二種初任給調整手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(通勤手当)

第13条 第2号職員に対する通勤手当（以下この条において「通勤手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、通勤手当に係る支給単位期間（給与条例第12条第8項に規定する支給単位期間をいう 。）は、1月とし、通勤手当の支給については、第2号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあっては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 略

(通勤手当)

第13条 第2号職員に対する通勤手当（以下この条において「通勤手当」という。）の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、通勤手当に係る支給単位期間（給与条例第12条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）は、1月とし、通勤手当の支給については、第2号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあっては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育政策課)

栃木県教育委員会規則第10号

栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県立学校の授業料等に関する規則等の一部を改正する規則

(栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正)

第1条 栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和28年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、中学校の入学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学料、授業料、受講料及び聴講料並びに<u>中等教育学校の入学考査料、入学料及び授業料</u>の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第11条 前条第2項第1号に該当する者として授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料等減免申請書（別記様式第1号）に別に教育長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校又は<u>中等教育学校</u>の校長に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、中学校の入</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、中学校の入学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学料、授業料、受講料及び聴講料<u> </u>の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第11条 前条第2項第1号に該当する者として授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料等減免申請書（別記様式第1号）に別に教育長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校<u> </u>の校長に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、中学校の入</p> |

学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学科、授業料、受講料及び聴講料並びに中等教育学校の入学考査料、入学科及び授業料の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

学考査料並びに高等学校の入学考査料、入学科、授業料、受講料及び聴講料_____の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「栃木県立 _____ 高等学校長」を「栃木県立 _____ 学校長」に改める。

(県立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 県立学校職員服務規程(昭和32年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (定義) 第2条 この規程において、学校とは、県立の中学校、高等学校、 <u>中等教育学校</u> 及び特別支援学校をいう。 2~4 略 | (定義) 第2条 この規程において、学校とは、県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校をいう。 2~4 略 |

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第3条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(昭和46年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (専決) 第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。 (1)~(12) 略 (13) 県立の中学校、 <u>中等教育学校の前期課程</u> 並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択 (14)~(20) 略 2・3 略 | (専決) 第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。 (1)~(12) 略 (13) 県立の中学校_____並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択 (14)~(20) 略 2・3 略 |

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第4条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年栃木県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (権衡職員) 第2条 条例第9条の6第4項に規定する高等学校、 <u>中等教育学校の後期課程</u> 又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 (義務教育等教員特別手当の月額) 第3条 第1条第2号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 | (権衡職員) 第2条 条例第9条の6第4項に規定する高等学校_____又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 (義務教育等教員特別手当の月額) 第3条 第1条第2号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 |

3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号)第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)・(2) 略

(3) 前条に規定する職員で高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(4)・(5) 略

2 略

3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号)第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)・(2) 略

(3) 前条に規定する職員で高等学校_____又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(4)・(5) 略

2 略

(栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第5条 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和54年栃木県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------------|----|-----|--|--------------|----|-----|--|
| 別表第1 | | | | 別表第1 | | | |
| 勤務箇所 | 職員 | 調整数 | | 勤務箇所 | 職員 | 調整数 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 小学校、中学校、 <u>義務教</u> | 略 | 略 | | 小学校、中学校及び義務教 | 略 | 略 | |
| 育学校及び <u>中等教育学校</u> | 略 | 略 | | 育学校_____ | 略 | 略 | |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第11号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| (目的) | | (目的) | |
| 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、 <u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u> (以下「学校」とい | | 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、 <u>県立の中学校、高等学校</u> _____及び特別支援学校(以下「学校」とい | |

う。)の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。

(生徒及び幼児定員)

第4条 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部の生徒並びに特別支援学校の幼稚部(以下「幼稚部」という。)の幼児の定員については、別に定める。

(単位の取得の認定)

第13条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部(以下「高等学校等」という。)の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び総合的な探究の時間(次項及び第3項において「科目等」という。)の成績を評価して、校長が行う。

2～4 略

(卒業又は修了の認定)

第14条 略

2 校長(中等教育学校の校長に限る。)は、前期課程の所定の教育課程を修了した者について前期課程の修了を認定する。

3 校長は、卒業又は修了を認定した者に対しては、別記様式4による卒業証書又は修了証書を授与するものとする。

(中学校又は中等教育学校の入学志願の資格)

第14条の2 中学校又は中等教育学校に入学志願をすることができる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 略

(高等学校又は特別支援学校の高等部の入学志願の資格)

第15条 高等学校又は特別支援学校の高等部(専攻科課程を除く。)に入学志願をすることができる者は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) その他高等学校又は特別支援学校の高等部において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 特別支援学校の高等部(専攻科課程に限る。)に入学志願をすることができる者は、高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者とする。

(幼稚部の入学志願の資格)

第15条の4 略

う。)の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。

(生徒及び幼児定員)

第4条 中学校、高等学校_____及び特別支援学校の高等部の生徒並びに特別支援学校の幼稚部(以下「幼稚部」という。)の幼児の定員については、別に定める。

(単位の取得の認定)

第13条 高等学校_____及び特別支援学校の高等部(以下「高等学校」という。)の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び総合的な探究の時間(次項及び第3項において「科目等」という。)の成績を評価して、校長が行う。

2～4 略

(卒業の認定)

第14条 略

2 校長は、卒業_____を認定した者に対しては、別記様式4による卒業証書又は修了証書を授与するものとする。

(中学校入学志願の資格)

第14条の2 中学校_____に入学志願をすることができる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 略

(高等学校入学志願の資格)

第15条 高等学校_____ (専攻科課程を除く。)に入学志願をすることができる者は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) その他高等学校_____において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 高等学校の専攻科課程に入学志願をすることができる者は、高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者とする。

(幼稚部入学志願の資格)

第15条の4 略

| | | | | | | |
|--------------|---------------|-----|----|----|----|-----|
| 栃木県立宇都宮東高等学校 | 宇都宮市石井町3360の1 | 全日制 | 男女 | 普通 | 普通 | 単位制 |
|--------------|---------------|-----|----|----|----|-----|

別表第1 栃木県立佐野高等学校の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|------------|--------------|-----|----|----|----|-----|
| 栃木県立佐野高等学校 | 佐野市天神町761番地1 | 全日制 | 男女 | 普通 | 普通 | 単位制 |
|------------|--------------|-----|----|----|----|-----|

別表第1 栃木県立矢板東高等学校の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-------------|-----------|-------------|----|----|----|-----|
| 栃木県立矢板東高等学校 | 矢板市東町4番8号 | 全日制 | 男女 | 普通 | 普通 | 単位制 |
| | | 定時制 (夜間) | 男女 | 普通 | 普通 | 単位制 |

別表第1 栃木県立さくら清修高等学校の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|----------------|---------------|-----------|----|----|----|-----|
| 栃木県立宇都宮東中等教育学校 | 宇都宮市石井町3360の1 | 前期 | 男女 | | | |
| | | 後期 全日制 | 男女 | 普通 | 普通 | 単位制 |

様式1(その1)中

「 第 学年・学級数 学級 中学校
 を
 「 第 学年・学級数 学級 中学校(中等教育学校前期課程)
 」

に改め、同様式(その2)中

「 第 学年・学級数 学級 高等学校
 を
 「 第 学年・学級数 学級 高等学校(中等教育学校後期課程)
 」

に改める。

様式4のへを同様式のちとし、同様式のを同様式のととし、同様式の二を同様式のへとし、同様式のハを同様式のとし、同様式のロの次に次のように加える。

く 中等教育学校前期課程

| | |
|-------------------------|------|
| 修了証書 | 氏名 |
| | 生年月日 |
| 中等教育学校の前期課程を修了したことを証する。 | |
| 年 月 日 | |
| 栃木県立 学校長 氏 名印 | |
| 第 号 | |

備考 用紙の大きさは、縦三十三センチメートル以内、横四十八センチメートル以内とする。

二 中等教育学校後期課程

卒業証書

氏名

生年月日

中等教育学校を卒業したことを証する。

年 月 日

栃木県立 学校長 氏 名印

第 号

備考 用紙の大きさは、縦三十三センチメートル以内、横四十八センチメートル以内とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第12号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和3年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（教育職員の業務量の適切な管理等）</p> <p>第2条 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和7年文部科学省告示第114号</u>）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第5条第1項各号に掲げる日（代休日（勤務時間等条例第9条第1項に規定する代休日をいう。）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> | <p style="text-align: center;">（教育職員の業務量の適切な管理等）</p> <p>第2条 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和2年文部科学省告示第1号</u>）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第5条第1項各号に掲げる日（代休日（勤務時間等条例第9条第1項に規定する代休日をいう。）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（高校教育課）

栃木県教育委員会訓令第2号

事務局
学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和31年栃木県教育委員会訓令第461号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|--|---|-----|-------|--|------|--|---|-----|-------|---|------|
| 別表（第2条関係） | | | | | | 別表（第2条関係） | | | | | |
| 職員 | 1週間の勤務時間 | 週休日 | 勤務時間等 | | | 職員 | 1週間の勤務時間 | 週休日 | 勤務時間等 | | |
| | | | 区分 | 勤務時間 | 休憩時間 | | | | 区分 | 勤務時間 | 休憩時間 |
| 略 | | | | | | 略 | | | | | |
| 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。） | 単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号） <u>第1条の3第1項第1号</u> に規定する単位期間をいう。）ごとの期間を平均して1週間当たり38時間45分とする。 | 略 | 略 | 始業及び終業の時刻に係る職員からの申告を考慮し、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 <u>第1条の3</u> に規定する基準に適合するよう所属長が割り振る。 | 略 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。） | 単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号） <u>第1条の3</u> _____に規定する単位期間をいう。）ごとの期間を平均して1週間当たり38時間45分とする。 | 略 | 略 | 始業及び終業の時刻に係る職員からの申告を考慮し、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 <u>第1条の4</u> に規定する基準に適合するよう所属長が割り振る。 | 略 |
| 総合教育センターに勤務する職員（生涯学習部の職員を除く。） | 略 | 略 | 略 | 午前8時30分から午後5時15分まで。 <u>ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振るこ</u> | 略 | 総合教育センターに勤務する職員（生涯学習部の職員を除く。） | 略 | 略 | 略 | 午前8時30分から午後5時15分まで _____ _____ _____ _____ _____ _____ | 略 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|
| | | | | とができる。 | |
| 略 | | | | | |
| 総合教育センターに勤務する職員（生涯学習部の職員に限る。）及び図書館に勤務する職員 | 略 | 略 | 略 | 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。 | 略 |
| 注 略 | | | | | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第3号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>（勤務時間の弾力的な割振り等）</u></p> <p>第19条の3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第3条第3項の規定による申告は、別に定める申告・割振り簿を所属長に提出することにより行うものとし、同項の規定による<u>勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振り</u>は、申告・割振り簿により行うものとする。この場合において、当該<u>勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振り</u>は、単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）第1条の3第1項第1号に規定する単位期間をいう。）が始まる日の前日から起算して1週間前までに行うものとする。</p> <p>2 略</p> | <p><u>（勤務時間の弾力的な割振り）</u></p> <p>第19条の3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第3条第3項の規定による申告は、別に定める申告・割振り簿を所属長に提出することにより行うものとし、同項の規定による _____<u>勤務時間の割振り</u>は、申告・割振り簿により行うものとする。この場合において、当該 _____<u>勤務時間の割振り</u>は、単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）第1条の3第1項第1号に規定する単位期間をいう。）が始まる日の前日から起算して1週間前までに行うものとする。</p> <p>2 略</p> |

第1条 この訓令は、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）における文書等（職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、職員が組織的に用いるものとして、県立学校が保有しているものをいう。以下同じ。）の取扱いに関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1条 この訓令は、県立の中学校、高等学校 _____及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）における文書等（職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、職員が組織的に用いるものとして、県立学校が保有しているものをいう。以下同じ。）の取扱いに関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

別表（第4条関係）

| 学 校 名 | 記 号 |
|----------------|------|
| 略 | |
| 栃木県立さくら清修高等学校 | 略 |
| 栃木県立宇都宮東中等教育学校 | 宇東中等 |
| 略 | |

別表（第4条関係）

| 学 校 名 | 記 号 |
|---------------|-----|
| 略 | |
| 栃木県立さくら清修高等学校 | 略 |
| 略 | |

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(高校教育課)